

高圧ガス消費先点検表点検

点検年月日 年 月 日

点検ガス名：酸素・アセチレン・窒素・アルゴン・炭酸ガス・液化石油ガス・

私ども販売業者は高圧ガス保安法及び保安規則を遵守し、高圧ガスの貯蔵、販売、移動等高圧ガスの取扱いについて最大の努力をいたしますが、貴事業所におかれましても、一般高圧ガス保安規則第59条及び第60条に定める「消費の基準」並びに下記点検事項及び一般管理事項を守られ、高圧ガスによる災害を防止されますよう安全な管理、運用をお願いいたします。

販売店名

立会者名

印

(電話)

()

点検者名

I 高圧ガス容器保管状況

1-1	高圧ガス容器置場の有・無	良	否
1-2	通風・換気の良・否（40度C以下に保つこと）、直射日光、風雨にさらされていないか	良	否
1-3	転倒、転落防止の設備がなされているか	良	否
1-4	警戒標識(高圧ガス置場関係者以外の立入禁止、火気厳禁(2M以内)可燃性ガス、支燃性ガス、不活性ガスの区分等)	良	否
1-5	充瓶、空瓶の区分がされているか、ガス容器のバルブが完全に締められているか1	良	否
1-6	消火装置は適正に装備されているか（B-10粉末消火器本）	良	否
1-7	容器キャップは確実に取付られているか	良	否

II 消費設備の状況

2-1	消費設備の使用前、終業時点検が行われているか（ガス漏れ・器具不良・記録簿等）	良	否
2-2	集合装置及び配管にガス漏れ箇所、腐食部分はないか	良	否
2-3	容器への取付け部（容器バルブ出口）にガス漏れはないか	良	否
2-4	安全器（乾式、水封式）は取付られているか	有	無
2-5	調整器及び圧力計は正常なものが使用されているか	良	否
2-6	ゴムホースからのガス漏れ及びゴムホースと調整器・吹管との連結部のガス漏れ点検が確実にされているか	良	否
2-7	ゴムホースの連結部にすべてホースバンドが取付られているか	良	否

III 作業状況からみた安全性等

3-1	使用中の容器バルブには常時バルブ閉開ハンドルが取付られているか（開度は1.5回転以内）	良	否
3-2	油脂類が付着した素手又は手袋で酸素容器及び器具を操作していないか（酸素接触部に油脂厳禁）	良	否
3-3	作業者の保護具の着用は充分であるか（メガネ、手袋、帽子、安全靴等）	良	否
3-4	消火器の有効期限が過ぎていないか、適当な本数が適当な場所に置いてあるか(B-10以上の粉末消火器)	良	否
3-5	高圧ガスの作業場所の通風・換気は充分か	良	否
3-6	アセチレン及び液化ガスの容器は立てて使用されているか	良	否
3-7	可燃性ガス、酸素の使用設備から5M以内は喫煙・火気を禁じ、引火性・発火性の物が置かれていないか	良	否
3-8	高圧ガス容器を火花の飛来する場所に置いたり、作業台や定盤かわりに使用していないか	良	否
3-9	ゴムホースが通路を横断している場合は、保護措置がされているか	良	否
3-10	作業者は労働安全衛生法におけるガス溶接技能講習修了者であるか	良	否
3-11	消防法関係の届出がされているか（アセチレン40kg、LPG300kg等以上を置く場合）	良	否

IV 一般管理事項

- 高圧ガスの消費設備及び容器の管理、取扱いは正しく行なって下さい。
 - 使用済容器は速やかに返達し、盗難や紛失防止にご配慮下さい。
 - 万一、盗難、紛失、事故発生の場合は、直ちに所轄警察署及び販売店に、連絡して下さい。
 - 高圧ガスを消費する場合は、一般高圧ガス保安規則第59条及び第60条の「消費の基準」（例示基準6、17、31、50、51、54、79）を遵守して下さい。同条項違反の場合は、一高圧ガス保安法により罰金刑が科せられることがあります。
- 高圧ガスの消費設備については日常点検及び維持管理を必ず実施して下さい。
- 消費の方法、置場、取扱責任者等に変更あるときは、速やかに販売店へ連絡して下さい。

緊急時のご連絡は、販売店へ、直ちに連絡をして下さい。